

平成27年第2回北海道議会定例会に提案する条例案(10件)

1 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-330))

○主な制定内容

近年のいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険薬物の使用等の規制、指定薬物等の疑いのある物品の公表、監視店舗の指定等を行うことにより、危険薬物等の濫用を防止する。

〈条例制定の背景〉

- ・全国的に、危険ドラッグの使用により救急搬送される事例や交通事故等の二次的な被害を引き起こす事例が多発し、深刻な社会問題化。
- ・道内においても、昨年11月、危険ドラッグを使用した者が自動車を運転し、高校生に重傷を負わせる人身事故が発生。

〈条例の内容〉

- (1) 目的
危険薬物及び指定薬物の濫用を防止し、道民の生命、身体及び健康を保護する。
- (2) 危険薬物の使用等の規制
指定薬物となっていない危険ドラッグのうち、指定薬物と同等以上の精神毒性を有する薬物を「危険薬物」として指定し、その使用、製造、販売等を禁止する。
- (3) 指定薬物等の疑いのある物品の公表等
道民への注意喚起のため指定薬物等の疑いのある物品を公表するとともに、毒性確認の試験のため当該物品の所持者に対し提出を要求する。
- (4) 監視店舗の指定等
指定薬物又は危険薬物の販売等を行った店舗等で定期的な確認が必要なものを「監視店舗」として指定し、その名称等を公表する。
- (5) 立入検査
指定薬物等の販売等が行われた店舗等に立ち入り、帳簿書類等を検査する。
- (6) 罰則
危険薬物の使用者等は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(施行期日 平成27年9月1日)

2 北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例案 (総務部法務・法人局法制文書課 (22-285))

○主な改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定に鑑み、個人番号をその内容に含む個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

- (1) 利用の制限
 - ア 特定個人情報：目的外利用を原則禁止
 - イ 情報提供等記録：目的外利用を禁止
- (2) 開示請求等の代理人

特定個人情報、情報提供等記録とも、任意代理人からの開示請求等を可能とする。
- (3) 利用停止請求
 - ア 特定個人情報：番号法又は条例に違反する個人情報の収集等が行われている場合に請求可
 - イ 情報提供等記録：請求不可
- (4) 開示に係る費用負担の減免

特定個人情報、情報提供等記録とも、経済的困難等の理由がある者については、写しの交付を受ける際の費用負担を減免する。

※特定個人情報

個人番号（いわゆる「マイナンバー」）をその内容に含む個人情報

※情報提供等記録

情報提供ネットワークシステムで行われた特定個人情報の照会・提供に関する記録

(施行期日 一部を除き、平成27年10月5日)

3 北海道税条例等の一部を改正する条例案（総務部財政局税務課（22-459））

○主な改正内容

地方税法の改正に伴い、個人の道民税、法人の事業税等について所要の改正を行う。

(1) 個人の道民税

- ・住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年まで延長する。
- ・未成年者口座内上場株式等に係る道民税（配当割及び株式等譲渡所得割）の課税の特例措置を創設する。

(2) 法人の事業税

- ・資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割・資本割）の拡大に伴い、税率を見直す。

(3) 地方消費税

- ・消費税率（国及び地方）の10%への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更する。

- ・特定課税仕入れを行った事業者を課税対象に加える。

(4) 地方たばこ税

- ・旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止する。

※旧3級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄をいう。

（施行期日 一部を除き、平成28年4月1日）

4 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

（総務部財政局税務課（22-459））

○主な改正内容

半島振興法等の改正に鑑み、半島振興対策実施地域における事業税等の不均一課税の適用期間の延長等の措置を講ずる。

(1) 半島振興対策実施地域における事業税等の不均一課税の適用期間の延長及び対象事業の追加

- ・適用期間 平成27年3月31日 → 平成37年3月31日
- ・インターネット付随サービス業に属する事業等を追加

(2) 離島振興対策実施地域における事業税等の課税免除の対象事業の追加

- ・農林水産物の製造・加工等の販売事業を追加

（施行期日 公布の日）

<法令の改正に伴う規定の整備関係>

No	条例案名	改正の概要	施行期日
5	地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（総務部人事局人事課（22-188））	地方独立行政法人法の改正に伴い、規定の整備を行う（引用条項の改正）。	公布の日
6	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案（総合政策部地域主権・行政局市町村課（23-515））	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う（法律名称等の改正）。	公布の日
7	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-909））	食品表示法の制定に伴い、規定の整備を行う（引用条項の改正）。	公布の日
8	北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（25-769））	国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行う（児童福祉施設の職員を養成する施設の指定権限が知事に移譲されたことに伴う規定の整備）。	公布の日
9	北海道食の安全・安心条例の一部を改正する条例案（農政部食の安全推進局食品政策課（27-666））	食品表示法の制定に鑑み、同法を生産者等が遵守する関係法令に加える。	公布の日
10	独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例の一部を改正する条例案（農政部農村振興局農業施設管理課（27-318））	独立行政法人森林総合研究所法等の改正に伴い、規定の整備を行う（法律名称等の改正）。	公布の日